

株式会社北関東建築検査機構

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社北関東建築検査機構確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)第39条に基づき、株式会社北関東建築検査機構(以下「NKBI」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物の確認申請手数料)

第2条 業務規程第17条第1項に規定する建築物に係る確認の申請手数料は、申請一件につき、床面積の合計に応じ、別表第1に掲げる額とする。

- 2 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を新築する場合 当該新築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物を増築する場合 当該増築に係る部分の床面積
 - (3) 建築物を改築する場合 当該改築に係る部分の床面積
 - (4) 建築物を移転する場合 当該移転に係る部分の床面積の二分の一
 - (5) 建築物の大規模の修繕をする場合 当該修繕に係る部分の床面積の二分の一
 - (6) 建築物の大規模の模様替をする場合 当該模様替に係る部分の床面積の二分の一
 - (7) 建築物を用途変更する場合 当該用途変更に係る部分の床面積の二分の一
- 3 確認申請に係る建築物に前項各号に係る部分以外の部分がある場合は、前項各号に係る部分以外の部分の床面積の二分の一を加算する。

(確認申請手数料の加算)

第2条の2 前条に定める申請に次の各号に定めるものが含まれる場合は、その区分に応じ手数料を加算する。

- (1) 別表第3に掲げる設計方法による場合 同表に掲げる額
 - (2) 構造計算を要する建築物を含む場合 当該建築物ごとに、床面積に応じ、別表第4に掲げる額
 - (3) 法第6条の3ただし書きによる構造計算を要する建築物を含む場合 当該建築物ごとに、床面積に応じ、別表第5に掲げる額
 - (4) 消防長又は消防署長の同意を要するもの 同表に掲げる額
- 2 別表第4、第5の床面積の合計は、建築物ごとに算定する。この場合において、当該建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該建築物の部分を別の建築物とみなして算定する。

(計画変更確認申請手数料)

第3条 計画変更確認にあつては、申請一件につき、計画変更後の床面積の合計に応じ、その変更の度合いによって別表第2に掲げる額とする。

2 計画変更に係る部分に前条に係る部分が含まれる場合は、前条の規定を準用する。

(建築設備の確認申請手数料)

第4条 建築設備に係る確認の申請手数料は、申請一件につきその区分に応じ、別表第6に掲げる額とする。

(工作物の確認申請手数料)

第5条 工作物に係る確認の申請手数料は、申請一件につき、その区分に応じ、別表第7に掲げる額とする。

(中間検査の申請手数料)

第6条 業務規程第26条に規定する中間検査の申請手数料は、申請一件につき、床面積の合計に応じ、別表第8に掲げる額とする。

2 別表第8の床面積の合計は、当該中間検査を行う部分の床面積について算定する。

3 一件の申請において検査が数次にわたる場合は、その中間検査を行う部分の床面積に応じ、別表第8に掲げる額の合計とする。

(建築物の完了検査の申請手数料)

第7条 NKBIより中間検査合格証の交付を受けた建築物に係る業務規程第32条に規定する完了検査の申請手数料は、申請一件につき、床面積の合計に応じ、別表第9に掲げる額とする。

2 NKBIより中間検査合格証の交付を受けていない建築物に係る業務規程第32条に規定する完了検査の申請手数料は、申請一件につき、床面積の合計に応じ、別表第9の2に掲げる額とする。

3 別表第9及び別表第9の2の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定する。また、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。

4 一件の申請において検査が数次にわたる場合は、その完了検査を行う部分の床面積に応じ、別表第9に掲げる額の合計とする。

(建築設備の完了検査の申請手数料)

第8条 建築設備に係る完了検査の申請手数料は、申請一件につき、その区分に応じ、別表第10に掲げる額とする。

(工作物の完了検査の申請手数料)

第9条 工作物に係る完了検査の申請手数料は、申請一件につき、その区分に応じ、別表第11に掲

げる額とする。

(再検査にかかる手数料)

第9条の2 NKBIは、中間検査および完了検査の業務遂行後になお追加の検査が必要と認められた場合には、申請一件につき、その区分に応じ、別表第12に掲げる額を請求することができる。

(手数料の減額)

第10条 NKBIは、次の各号に定める業務にあつては、この規定に定める手数料を減額することができる。

- (1) あらかじめNKBIの定める宣伝活動期間内に確認、中間検査又は完了検査の申請を受けた場合
- (2) あらかじめNKBIが指定する条件により確認、中間検査又は完了検査の申請を受けた場合
- (3) あらかじめNKBIが指定するソフトウェアを用いて作成した建築確認申請書を記録した電磁記録が添えられた確認の申請を受けた場合
- (4) 法第68条の20第1項の規定による認証型式部材等を有する建築物の確認の申請(ただしその申請において認定書の写しが添えられている場合に限る。)を受けた場合

(手数料の増額)

第11条 NKBIは、通常の体制により難しい業務にあつては、この規定に定める手数料を増額して請求することができる。

(軽微変更に係る手数料)

第11条 NKBIは、NKBIの行った確認に係る軽微変更の届出を受けた場合、その処理に係る手数料を請求することができる。届出一件につき、その区分に応じ、別表第13に掲げる額の合計とする。

(その他の届出に係る手数料)

第12条 NKBIは、NKBIの行った確認に係る第7条以外の届出を受けた場合、その処理に係る手数料を請求することができる。届出一件につき、その区分に応じ、別表第14に掲げる額の合計とする。

(附則)

平成24年4月1日 施行

平成26年4月1日 改定

平成29年4月1日 改定

別表第1 確認申請手数料

床面積の合計	手数料の額
100㎡以内	15,000 円
100㎡を超え、200㎡以内	23,000 円
200㎡を超え、500㎡以内	30,000 円
500㎡を超え、1,000㎡以内	51,000 円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	72,000 円
2,000㎡を超え、4,000㎡以内	149,000 円
4,000㎡を超え、6,000㎡以内	225,000 円
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	302,000 円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	378,000 円
10,000㎡を超えるもの	

別表第2 計画変更確認申請手数料

床面積の合計	手数料の額		
	変更の度合いが 大きい場合	変更の度合い が小さい場合	左欄に掲げる もの以外
100㎡以内	10,000 円	4,000 円	7,000 円
100㎡を超え、200㎡以内	16,000 円	6,000 円	11,000 円
200㎡を超え、500㎡以内	21,000 円	9,000 円	15,000 円
500㎡を超え、1,000㎡以内	35,000 円	15,000 円	25,000 円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	50,000 円	21,000 円	36,000 円
2,000㎡を超え、4,000㎡以内	104,000 円	44,000 円	74,000 円
4,000㎡を超え、6,000㎡以内	157,000 円	67,000 円	111,000 円
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	211,000 円	90,000 円	151,000 円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	264,000 円	113,000 円	189,000 円
10,000㎡を超えるもの			

別表第3 確認申請加算手数料

適用方法	加算する手数料
避難安全検証法を用いた場合	10,000 円
天空率を用いた場合(1カ所あたり)	5,000 円
消防同意を要するもの	2,000 円

別表第4 構造計算加算手数料(建築物ごとに算定し、詳細は手数料規定を参照)

床面積の合計	加算する手数料
500㎡以内	20,000 円
500㎡を超え、1,000㎡以内	30,000 円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	40,000 円
2,000㎡を超えるもの	50,000 円

別表第5 構造計算(ルート2)加算手数料(建築物ごとに算定し、詳細は手数料規定を参照)

床面積の合計	加算する手数料
500㎡以内	100,000 円
500㎡を超え、1,000㎡以内	130,000 円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	180,000 円
2,000㎡を超えるもの	230,000 円

別表第6 建築設備の確認申請手数料

1基あたり	手数料の額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	20,000円
小荷物専用昇降機	20,000円

別表第7 工作物の確認申請手数料

1基あたり	手数料の額
煙突、広告塔類	20,000円
擁壁類	20,000円

別表第8 中間検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
100㎡以内	16,000円
100㎡を超え、200㎡以内	22,000円
200㎡を超え、500㎡以内	30,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内	50,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	68,000円
2,000㎡を超え、4,000㎡以内	119,000円
4,000㎡を超え、6,000㎡以内	170,000円
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	221,000円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	270,000円
10,000㎡を超えるもの	

別表第9の1

NKBIより中間検査合格証の交付を受けた建築物の完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
100㎡以内	18,000 円
100㎡を超え、200㎡以内	24,000 円
200㎡を超え、500㎡以内	32,000 円
500㎡を超え、1,000㎡以内	52,000 円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	71,000 円
2,000㎡を超え、4,000㎡以内	131,000 円
4,000㎡を超え、6,000㎡以内	189,000 円
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	249,000 円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	308,000 円
10,000㎡を超えるもの	

別表第9の2

NKBIより中間検査合格証の交付を受けていない建築物の完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
100㎡以内	19,000 円
100㎡を超え、200㎡以内	26,000 円
200㎡を超え、500㎡以内	34,000 円
500㎡を超え、1,000㎡以内	54,000 円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	75,000 円
2,000㎡を超え、4,000㎡以内	138,000 円
4,000㎡を超え、6,000㎡以内	200,000 円
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	263,000 円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	324,000 円
10,000㎡を超えるもの	

別表第10 建築設備の完了検査申請手数料

1基あたり	手 数 料 の 額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	30,000 円
小荷物専用昇降機	30,000 円

別表第11 工作物の完了検査申請手数料

1基あたり	手 数 料 の 額
煙突、広告塔類	30,000 円
擁壁類	30,000 円

別表第12 再検査手数料

1件あたり	手 数 料 の 額
中間検査	別表8の手数料の50%以内で 検査の度合いに応じた額
完了検査	別表9の1、別表9の2、別表10、別表11 の手数料の50%以内で検査の度合いに 応じた額

別表第13 軽微変更に係る手数料

適 用	手 数 料 の 額
変更内容が多項目に及ぶ場合	別表第2の計画変更確認申請 (変更の度合いが小さい場合)の額 以内で変更の度合いに応じた額
建築計画概要書の記載内容に変更ある場合	1,000 円
届出書の副本の請求がある場合	1,000 円
上に掲げるもの以外	—

別表第14 その他の届出に係る手数料

適 用	手 数 料 の 額
浄化槽変更届 (NKBIが申請人に代わってNKBIを経由して 保健所長に届出をする場合に限る)	1,000 円
届出書の副本の請求がある場合	500 円
上に掲げるもの以外	—